

## シティプロモーション魅力発信 プロモーター業務委託 仕様書

### 1. 件名

シティプロモーション魅力発信 プロモーター業務委託

### 2. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 3. 目的

- (1) 東海3県（愛知県、岐阜県、三重県）在住者の本市の認知度・イメージ向上
- (2) 「はたらく親を応援するまち」のブランディング

上記2点について、広報及びPRの分野で高い専門性と豊富な実践経験を有する民間事業者へプロモーター業務を委託し、本市の認知度向上を始め、多くの市民や関係者が、半田市は「はたらく親を応援するまち」だと知っている、イメージを持っている状態を目指す。また、メディア露出だけでなく、事前にPR戦略を立て「はたらく親を応援するまち」のブランディングを図る。

### 4. 業務内容

- (1) PR戦略及び事業スケジュールの策定

PRする内容は、市が実施する「はたらく親を応援するまち」の関連事業を始めとして、担当課等にヒアリングを行い5事業程度選定する。また、選定した事業について、事業全体のPR戦略及びスケジュールを策定する。

- (2) プレスリリース作成支援

事業開始の早い段階で、メディアの影響力やPRの重要性について、集合形式により120分程度の職員研修を実施する。対象職員及び日程は、市と協議のうえ決定する。また、(1)で選定した各事業について、各担当者にプレスリリースの書き方を指導する。全体を通して今後職員が活用可能なプレスリリースのフォーマットを作成する。

- (3) メディアリレーション活動

(1)で策定した戦略に基づき、テレビ番組放送やWEB、雑誌等、メディアへの個別取材誘致活動を実施し、本市情報の露出を獲得すること。なお、必要に応じて現場立会や撮影支援を行うこと。

#### (4) 効果測定

メディアリレーション活動を始め本業務で行った内容と併せて、獲得した番組や記事の情報（広告換算額を含む）を一覧表にして電子データ（Excel 等）により提出すること。提出する時期は、中間報告（9月末）と業務完了時の2回とする。

#### 5. 成果指標

広告換算 1 千万円以上の露出を獲得すること。

#### 6. 成果品

本業務において作成した以下の資料については、電子データ等で提出する。

- (1) 研修実施にあたって作成した資料及び動画等
- (2) 本業務において作成したその他資料
- (3) 業務完了報告書
- (4) その他、市が受託者と合意のうえ提出を求める成果物

#### 7. その他留意事項

##### (1) 成果品の権利及び利用

①本業務において制作された成果物に係る著作権、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、全て市に帰属するものとする。ただし、成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、別途権利処理について協議すること。

②受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

③その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

##### (2) 損害賠償

受託者が業務の実施に伴い、受託者の責に帰すべき理由により、第三者に損害を及ぼした場合は受託者がその損害を賠償しなければならない。

##### (3) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、法律を遵守するとともに、契約約款及び個人情報等の取扱いに関する特約条項の個人情報保護の規定を遵守しなければならない。

(5) その他、業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、市と協議を行い必要な措置を行う。